

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

春日部松伏線	路線名
春日部市牛島字向川島九八七番一地从 同市牛島字向川島九九〇番三地先まで	供用開始の区間
令和七年四月二十二日	供用開始の期日
令和四年二月十五日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一一六・〇〇メートル。	備 考